

## 不燃・大型ごみ を出す日

- ◇資源ごみ  
5日(第1火曜日)
- ◇小型プラスチックごみ  
12日(第2火曜日)
- ◇燃えないごみ  
19日(第3火曜日)
- ◇燃える大型ごみ  
26日(第4火曜日)

☆ライターは中身を使い切り、  
ガスを抜いてから燃えない  
ごみとして出してください。

## 御坊広域清掃センター 「直接持込」

- ◇平日  
8:30~16:20  
・当日「許可証」発行  
・許可証発行受付は16:00  
まで
- ◇休日【2月24日(日)】  
8:30~11:30  
・1週間前から「許可証」発行  
※許可証は市役所で発行します。

## スプレー缶のごみの出し方について

スプレー缶やカセットボンベ  
等のごみの出し方については、  
必ず中身を使い切り、**屋外の  
風通しの良い所で**穴をあけて  
から、資源ごみとして出して  
ください。また、塗料スプレー  
缶等の中身については、**屋外  
の風通しの良い所で**新聞紙等  
に噴射し、燃えるごみとして  
出すようお願いします。

昨今、スプレー缶等のごみの  
出し方について話題となっ  
ておりますが、ご理解とご協  
力をお願いします。

## 環境衛生課

☎0738-23-5506

## 商店街の空き店舗を 利用してみませんか

平成29年4月より商店街地  
域および寺内町周辺にある空  
き店舗を利用して開業され  
た方を対象とした商店街空き  
店舗対策事業補助制度がより  
利用しやすくなりました。

**対象** 市内の商店街地域およ  
び寺内町周辺の空き店舗を  
利用して行う小売業、飲食  
業、サービス業などとなり  
ます。

**条件** 1年以上営業すること  
が見込まれるとともに、お  
おむね週の半数以上昼間の  
営業を主とすることなど、  
いくつかの条件があります。

**補助金額** 制度には空き店舗  
活用補助と空き店舗改修費  
補助があり、最大で合計1  
10万円の補助を受けられ  
ます。  
・空き店舗活用補助として月

額賃借料の2分の1(上限5  
万円)を1年間または購入額  
の2分の1(上限60万円)を  
補助しますが、支払いは1  
年間経過後となります。

・空き店舗改修費補助として  
開店に向けた改修費用の2  
分の1(上限50万円)を補助  
しますが、支払いは改修完  
了後となります。

※この制度を受けるには、売  
買または賃貸借契約前の申  
請手続きや御坊市商店街空  
き店舗審査委員会が交付し  
た意見書が必要などいくつ  
かの条件がありますので、  
詳しくは商工振興課又は御  
坊商工会議所までお問い合  
わせください。

**問** 商工振興課

☎0738・23・5531

御坊商工会議所

☎0738・22・1008

## 救急車の適正利用のお願い

救急車を呼ばれる傷病者の  
約半数は軽症です。

本日に緊急を要する傷病者  
への対応が遅れないよう救急  
車の正しい利用にご協力を  
お願いします。

かかりつけ病院等がなく受  
診できる病院が分からない場  
合は、電話救急案内をご利用  
ください。

**電話救急案内(24時間体制)**

☎073・426・1199

※歯科の診療時間外案内は  
行っていません。

**問** 市消防署救命救助班

☎0738・22・0800



## ～『日高地域消費生活相談窓口』から～

### 「見守り」と「気づき」のポイント

消費者トラブルや被害を防ぐためには、**家族や  
周囲の人の協力が欠かせません。**

#### おもな気づきのポイント

- ・見慣れない人が頻繁に出入りしている
- ・宅配便が頻繁に届く
- ・見慣れない商品や段ボール箱が未開封のまま放置されている
- ・電話におびえたり、かかってきた電話に出たがらない
- ・電話が切れなくて困っている
- ・不審な人と出かけるのを見かけた
- ・お金に困っている様子がある 等

消費者トラブルに遭って  
いることに気付いていない  
こともあります。



気が付いたことがあれば、「何か困っていることはありませんか」など、さりげなく声掛けをし、悪質商法が疑われる場合は、消費生活相談窓口につないでください。**周囲の人の「気づき」が消費者トラブルを未然に防ぎ、あるいは被害を最小限に食い止めることに繋がります。**

◇問い合わせ 消費者ホットライン ☎(局番なし)188

日高地域消費生活相談窓口(市役所1階) ☎0738-52-5288

受付(平日9時~12時、13時~17時) ※土日祝日、年末年始は休み